

拾得された猫の引取り確認チェックリスト

□駆除目的に捕獲した猫ではありませんか？

- 駆除目的に捕獲された自活可能な猫及び飼い主のいない猫の引取りは、動物愛護の観点から原則として認められていません。
また、用具等を用いて駆除目的にて猫に苦痛を与える方法で捕獲を行った場合、動物愛護法違反（虐待）に該当する場合があります。
※動物の愛護及び管理に関する法律
第四十四条第1項
愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

□引取りを求める相当な事由がありますか？

- 周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあるなど、相当な事由がなければ引取ることはできません。
※動物の愛護及び管理に関する法律 第三十五条第1項および第3項の規定より

□TNR活動や地域猫活動実施地域内の猫ではありませんか？ （去勢・避妊手術を実施した形跡はないか）

- TNR活動や地域猫活動の対象猫である場合、地域で管理している猫であるため所有者不明の猫としての引取りは出来ません。
なお、同活動等で去勢・避妊手術を実施されている場合、手術済である事を外見から容易に判断するための何らかの目印（耳の先端に切込みが入っている等）を施している事がほとんどです。

*** 上記及び下記項目すべてに該当する場合以外は、猫の状態・拾得状況を確認し、他法令への抵触の有無等を総合的に勘案した上で、引取りをお断りします。**

以下の事項についても確認をお願いします。

□人馴れしていて容易に拾得可能であったり、飼養されている形跡のある猫ではありませんか？

- 飼い主のいない猫は本来人間に対し警戒感を持っており、事故や疾病等により弱っている場合を除き、用具を用いなければ簡単に拾得できるものではありません。
簡単に拾得可能であったり、首輪等所有者明示処置がされていた形跡がある場合には、外飼いや飼い主または占有者の下から脱走した猫の可能性がります。